

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0014

(1/2)

日付	令和 7 年 4 月 10 日	支出額	70,275 円
項目	事務所費	充当額	56,220 円
細目	事務所費	按分率	80/100
摘要	事務所家賃 5 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0014

(2/2)

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

※この領収書は、領収書として有効です。

年月日	取扱店番	お取引内容
0704100295123		お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
02140005		
お取引金額		
¥70,000*		
お振出し		
残高		
¥275*		

お振込み先：お受取人 にご依頼人

ナカカワ ヒロシ様

《事業用建物賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間) 更新手数料 新賃料の 1 ヶ月分+消費税							
種類	事務所							
詳細								

契約条項

第1条 契約期間

- 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
- 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

- 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
- 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

- 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
- 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
- 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

- 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0036

(1/1)

日付	令和 7 年 4 月 28 日	支出額	8,220 円
項目	事務所費	充当額	7,398 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所 月極駐車場賃料		
備考	8000 円+手数料 220 円		

支払証明書あり

理由

E

P O S T C A R D

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

口座振替(自動引落し)開始のご案内

この度は、弊社の家賃決済サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

早速ですが、2024年 4月分家賃よりご指定の口座より口座振替(自動引落し)を開始させていただきます。

つきましては口座振替予定日(毎月27日 金融機関休業日の場合、翌営業日)の前日までに、ご指定の口座に賃料等をご準備いただきますようお願いいたします。

※ご案内ハガキの到着後、口座振替依頼書の不備などにより、口座振替が行われない場合がございます。口座振替が行われなかった場合には、後日お支払いのご案内を発送いたしますので、期限までにお支払いいただきますようお願いいたします。

ご不明点などございましたら、表面記載のご連絡先までお問合わせいただきますよう、お願いいたします。

弊社は、反社会的勢力との取引を一切行いません。
お客様が反社会的勢力と判明した場合には、取引を終了させていただきます。
これは、ご契約内容の一部とさせていただきます。

ご契約者様名 中川 浩 様

物 件 名 月極有料No179

部 屋 番 号 区画

ご契約開始日 2024年2月1日

三菱UFJ銀行

ご指定口座 支店

普通 ****

【契約諸費用 精算書】

2024 年 1 月 29 日

ナカガワ 様

登録番号：T6030001063277

株式会社ヤマト地所

〒350-1331

埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1

プラザ新狭山1階B型101

TEL 04-2952-1558

FAX 04-2952-9333

この度は、下記賃貸物件へご入居の申し込みを頂きまして、誠に有難うございます。
ご契約にあたり、下記の必要書類・精算金額のご用意の程をお願いいたします。

物件名	月極有料 179	駐車場CD	駐車位置:No. 28
契約予定日	年 月 日		
契約開始日	2024 年 2 月 1 日	~	

役 席	担当者

項 目	金 額	摘 要
2 月 家 賃	8,000 円	日割日数 日分
小 計 ①	円	
3 月 家 賃	8,000 円	
小 計 ②	円	
契約一時金	8,800 円	税込 10% 駐車料の1ヶ月分
礼金	8,000 円	駐車料の1ヶ月分
初回保証料	円	駐車料の1ヶ月分
車庫証明発行手数料	円	
小 計 ③	円	
合 計 金 額	32,800 円	小計①+②+③
消費税対象額	¥ 32,800 (消費税率 10% 内消費税額 800 円)	

【 備 考 】

必要書類	運転免許証の写し (個人契約及び利用者限定の場合) 車検証写し (個人契約及び利用者限定の場合) 印鑑(シャチハタ不可) 契約金
------	---

※必要諸経費を下記口座へお振込みください。(振込手数料は、お客様負担)又は、当社へご持参ください。

振込口座	金融機関名	
	本支店名	
	口座分類	
	口座番号	
	口座名義	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0053

(1/2)

日付	令和 7 年 5 月 9 日	支出額	70,275 円
項目	事務所費	充当額	56,220 円
細目	事務所費	按分率	80/100
摘要	事務所 家賃 6 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0053

(2/2)

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

お取引内容

年月日	取扱店番	お取引内容
070509	0295224	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
01910005		***
***		お取引金額
***		¥70,000*

お取引 できない場合	残高	

13.57	¥275*	おつり

お振込先、お受取人
ご依頼人

ナカカワ ヒロシ様

《事業用建物賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)			更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所				
詳細					

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
4. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0087

(1/1)

日付	令和 7 年 5 月 27 日	支出額	8,220 円
項目	事務所費	充当額	7,398 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所 月駐車場賃料 6 月分		
備考	8000 円 + 手数料 220 円		

支払証明書あり

理由

【契約諸費用 精算書】

2024 年 1 月 29 日

ナカガワ 様

登録番号：T6030001063277

株式会社ヤマト地所

〒350-1331

埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1

プラザ新狭山1階B型101

TEL 04-2952-1558

FAX 04-2952-9333

この度は、下記賃貸物件へご入居の申し込みを頂きまして、誠に有難うございます。
ご契約にあたり、下記の必要書類・精算金額のご用意の程をお願いいたします。

物件名	月極有料 179	駐車場CD	駐車位置:No. 28
契約予定日	年 月 日		
契約開始日	2024 年 2 月 1 日	~	

役 席	担当者

項 目	金 額	摘 要
2 月 家 賃	8,000 円	日割日数 日分
小 計 ①	円	
3 月 家 賃	8,000 円	
小 計 ②	円	
契 約 一 時 金	8,800 円	税込 10% 駐車料の1ヶ月分
仲介手数料	8,000 円	駐車料の1ヶ月分
礼金	円	駐車料の1ヶ月分
初回保証料	円	
車庫証明発行手数料	円	
小 計 ③	円	
合 計 金 額	32,800 円	小計①+②+③
消費税対象額	¥ 32,800 (消費税率 10% 内消費税額 800 円)	

【 備 考 】

必要書類	運転免許証の写し (個人契約及び利用者限定の場合) 車検証写し (個人契約及び利用者限定の場合) 印鑑(シャチハタ不可) 契約金
------	---

※必要諸経費を下記口座へお振込みください。(振込手数料は、お客様負担)又は、当社へご持参ください。

振込口座	金融機関名	
	本支店名	
	口座分類	
	口座番号	
	口座名義	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0116

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 4 日	支出額	70,275 円
項目	事務所費	充当額	56,220 円
細目	事務所費	按分率	80/100
摘要	事務所 家賃 7 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

0116

(2/2)

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

0706040295125

お取引内容
お振り込み

受付通番 銀行番号 支店番号 口座番号

02430005

お取引金額
¥70,000・

残高

¥275・

ナカカワ ヒロシ様

《事業用建物賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)			更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所				
詳細					

契約条項

第1条 契約期間

- 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
- 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

- 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
- 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

- 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
- 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
- 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

- 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0145

(1/2)

日付	令和 7 年 6 月 27 日	支出額	8,220 円
項目	事務所費	充当額	7,398 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所 月極駐車場賃料 7 月分		
備考	8 0 0 0 円＋手数料 2 2 0 円 本人・事務員使用		

支払証明書あり

理由 口座引き落とし

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

07-627 口座振替 3 | ★8220 | チリヨウ

【契約諸費用 精算書】

2024 年 1 月 29 日

ナカガワ 様

登録番号: T6030001063277

株式会社ヤマト地所

〒350-1331

埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1

プラザ新狭山1階B型101

TEL 04-2952-1558

FAX 04-2952-9333

この度は、下記賃貸物件へご入居の申し込みを頂きまして、誠に有難うございます。
ご契約にあたり、下記の必要書類・精算金額のご用意の程をお願いいたします。

物件名	月極有料179	駐車場CD:	駐車位置No.
契約予定日	年 月 日		
契約開始日	2024 年 2 月 1 日 ~		

役 席	担当者

項 目	金 額	摘 要
2 月 家 賃	8,000 円	日割日数 日分
小 計 ①		
3 月 家 賃	8,000 円	
小 計 ②		
契 約 一 時 金	8,800 円	税込 10% 駐車料の1ヶ月分
仲介手数料	8,000 円	駐車料の1ヶ月分
礼 金		駐車料の1ヶ月分
初回保証料		
車庫証明発行手数料		
小 計 ③		
合 計 金 額	32,800 円	小計①+②+③
消費税対象額	¥32,800 (消費税率 10% 内消費税額 800 円)	

【 備 考 】

必要書類	運転免許証の写し (個人契約及び利用者限定の場合)
	車検証写し (個人契約及び利用者限定の場合)
	印鑑(シャチハタ不可)
	契約金

※必要諸経費を下記口座へお振込みください。(振込手数料は、お客様負担)又は、当社へご持参ください。

振込口座	金融機関名	
	本支店名	
	口座分類	
	口座番号	
	口座名義	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0159

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 4 日	支出額	70,275 円
項目	事務所費	充当額	56,220 円
細目	事務所費	按分率	80/100
摘要	事務所 家賃 8 月分		
備考			

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容	
070704	0295224	お振り込み	
受付通番	銀行番号	支店番号	口座番号
01590005			***
		お取引金額	
*****		¥70,000★	

お取扱い できない場合		残高	

15.01	税込手取り	おつり	
	¥275★		

お振込先・お受取人
ご依頼人

ナカカワ ヒロシ様

《事業用建物賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		

頭書2

種類	普通賃貸借契約	期間	2023年4月1日 ~ 2026年3月31日 (3 年間)
		その他	

頭書3 条件

賃料	月額	70,000 円	敷金	受領済	210,000 円	更新手数料	税込	77,000 円
賃料支払方法	乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。							
用途	事務所	担保	連帯保証人					

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分+消費税
種類	事務所		

詳細

契約条項

第1条 契約期間

- 契約期間及び本物件の引き渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
- 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

- 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
 - 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
 - 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
- 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

- 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
- 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となった時は、協議の上、共益費を改定することができる。
- 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

- 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

- 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
- 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認め、場合には、遅滞なく第1項の保証金を返還するものとする。
- 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0185

(1/2)

日付	令和 7 年 7 月 28 日	支出額	8,220 円
項目	事務所費	充当額	7,398 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所 月極駐車場賃料 8 月分		
備考	8000 円＋手数料 220 円 本人・事務員使用		

支払証明書あり

理由

口座引き落とし

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

[illegible]

【契約諸費用 精算書】

2024 年 1 月 29 日

ナカガワ 様

登録番号: T6030001063277

株式会社ヤマト地所

〒350-1331

埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1

プラザ新狭山1階B型101

TEL 04-2952-1558

FAX 04-2952-9333

この度は、下記賃貸物件へご入居の申し込みを頂きまして、誠に有難うございます。
ご契約にあたり、下記の必要書類・精算金額のご用意の程をお願いいたします。

物件名	月極有料 179	駐車場CD	駐車位置No
契約予定日	年 月 日		
契約開始日	2024 年 2 月 1 日 ~		

役 席	担当者

項 目	金 額	摘 要
2 月 家 賃	8,000 円	日割日数 日分
小 計 ①		
3 月 家 賃	8,000 円	
小 計 ②		
契約一時金	8,800 円	税込 10% 駐車料の1ヶ月分
仲介手数料	8,000 円	駐車料の1ヶ月分
礼金		駐車料の1ヶ月分
初回保証料		
車庫証明発行手数料		
小 計 ③		
合 計 金 額	32,800 円	小計①+②+③
消費税対象額	¥ 32,800 (消費税率 10% 内消費税額 800 円)	

【 備 考 】

必要書類	運転免許証の写し (個人契約及び利用者限定の場合) 車検証写し (個人契約及び利用者限定の場合) 印鑑(シャチハタ不可) 契約金
------	---

※必要諸経費を下記口座へお振込みください。(振込手数料は、お客様負担)又は、当社へご持参ください。

振込口座	金融機関名	
	本支店名	
	口座分類	
	口座番号	
	口座名義	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0203

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 8 日	支出額	70,275 円
項目	事務所費	充当額	56,220 円
細目	事務所費	按分率	80/100
摘要	事務所 家賃 9 月分		
備考			

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日		取扱店番		お取引内容	
070808		0295224		お振り込み	
受付通番	銀行番号	支店番号	口座番号		
01580005			***		
				お取引金額	
*****				¥70,000★	

お取扱い できない場合		残高			

時刻	15.07	税込手数料	¥275★		おつり
お振込先・お受取人 ご依頼人 ナカガワ ヒロシ様					

《不動産貸室賃貸借契約書》

☐住居 ☒事業用 ☒貸室 ☐建物 ☐新規 ☒更新

貸主(以下「甲」という。)&借主(以下「乙」という。)&は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

甲	池田 政功
乙	中川 浩

頭書1 目的不動産の表示

名称	池田貸店舗(住居付)	構造	木造2階建	間取	事務所、住居
号室(所在)	(1、2 階)	築年月	1978年10月		
所在地	埼玉県狭山市中央4-25-4	専有面積	54.78 m ²		
公簿所在地	埼玉県狭山市中央4丁目1544-77	駐車場	なし	駐輪場	なし

頭書2 契約種類、期間

種類	普通賃貸借契約	期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日 (3 年間)
----	---------	----	---------------------------------

頭書3 条件

賃料	月額 70,000 円	共益費等	月額 0 円	駐車場	月額 0 円
自治会費	月額 0 円	敷金	受領済 210,000 円	礼金	0 円
駐輪場	0 円	バイク置場	0 円	物置	0 円
その他	0 円	その他	0 円	その他	0 円
その他	0 円	その他	0 円	媒介手数料	税込 77,000 円

賃料支払方法 乙は、翌月分を毎月末日までに、下記口座へ振り込むこととする。振込手数料は、乙の負担とする。

用途	事務所	飲食事業	不可能	担保	連帯保証人
----	-----	------	-----	----	-------

頭書4 更新に関する事項

更新	合意のうえ更新することができます。 (3 年間)
----	----------------------------

契約条項

第1条 契約期間

1. 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書2記載のとおりとする。
2. 甲及び乙は、頭書4の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

第2条 賃料

1. 乙は、頭書3の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
3. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第3条 共益費等

1. 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分、又はそれ以外の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書3の記載に従い甲に支払うものとする。
2. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3. 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月で日割り計算した額とする。

第4条 負担の帰属

1. 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2. 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3. 乙は、頭書5に記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第5条 敷金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4. 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

第6条 保証金

1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書3に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

0225

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 27 日	支出額	8,220 円
項目	事務所費	充当額	7,398 円
細目	事務所費	按分率	90/100
摘要	事務所 月極駐車場賃料 9 月分。駐車場 8 千円＋振込手数料 220 円		
備考	本人・事務員スタッフ使用		

支払証明書あり

理由

オリコフォレントインシュアからの
ご案内

大切なお知らせをお届けいたしますので、
必ず中道をお読みください。また、
お読み上げてください。

ネットで楽々! My Porrent

ご登録はこちら!

- いつでもお支払状況を確認
- 口座変更等のお手続きもネットから
- ご登録商標にお得な情報を発信

開封方法
おもてから
開いてください。

QRコード

こちらから開いてください

口座振替(自動引落し)開始のご案内

この度は、弊社の家賃決済サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

早速ですが、2024年 4月分家賃よりご指定の口座より口座振替(自動引落し)を開始させていただきます。

つきましては口座振替予定日(毎月27日 金融機関休業日の場合、翌営業日)の前日まで、ご指定の口座に賃料等をご準備いただきますようお願いいたします。

※ご案内ハガキの到着後、口座振替依頼書の不備などにより、口座振替が行われない場合がございます。口座振替が行われなかった場合には、後日お支払いのご案内を送りますので、期限までにお支払いいただきますようお願いいたします。

ご不明点などございましたら、表面記載のご連絡先までお問い合わせいただけますよう、お願いいたします。

弊社は、反社会的勢力との取引は一切行いません。
お客様が反社会的勢力と判別した場合には、取引を終了させていただきます。
これは、ご契約内容の一部とさせていただきます。

ご契約者様名	中川 浩 様
物件名	月極有料No179
部屋番号	区画28
ご契約開始日	2024年2月1日
ご指定口座	三菱UFJ銀行 狭山支店 普通 001****

【契約諸費用 精算書】

2024 年 1 月 9 日

登録番号: T6030001063277

株式会社ヤマト地所

〒350-1331

埼玉県狭山市新狭山3丁目1番地1

プラザ新狭山1階B型101

TEL 04-2952-1558

FAX 04-2952-9333

この度は、下記賃貸物件へご入居の申し込みを頂きまして、誠に有難うございます。
ご契約にあたり、下記の必要書類・精算金額のご用意の程をお願いいたします。

物件名	月極賃貸 179	駐車場CD:	駐車位置: 28
契約予定日	年 月 日		
契約開始日	2024 年 2 月 1 日 ~		

役 席	担当者

項 目	金 額	備 考
2 月 家 賃	8,000 円	日割日数 日分
小 計 ①		
3 月 家 賃	8,000 円	
小 計 ②		
契 約 一 時 金	8,800 円	税込 10% 駐車料の1ヶ月分
仲介手数料	8,000 円	駐車料の1ヶ月分
礼 金		駐車料の1ヶ月分
初回保証料		
車庫証明発行手数料		
小 計 ③		
合 計 金 額	32,800 円	小計①+②+③
消費税対象額	¥32,800 (消費税率 10% 内消費税額 800 円)	

【 備 考 】

必要書類	運転免許証の写し (個人契約及び利用者限定の場合) 車検証写し (個人契約及び利用者限定の場合) 印鑑(シャチハタ不可) 契約金
------	---

※必要諸料金を下記口座へお振込みください。(振込手数料は、お客様負担)又は、当社へご持参ください。

振込口座	金融機関名	
	本支店名	
	口座分類	
	口座番号	
	口座名義	